

議案第103号

福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民等の利便性の向上を図るため、情報通信技術を利用する方法により広告物等を保管した場合の公示を行うために必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（はり紙等の表示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第18条第1号中「、保管した」を「、福岡市ホームページに掲載し、及び保管した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。